

令和6年度 第10回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和7年1月27日

令和6年度 第10回定例総会議事録

1. 日 時 令和7年1月27日 午後1時30分
2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室
3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧		
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明	
	6番 平松 稔久	7番 福井 脩	8番 山本 浩子	
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜	
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則	
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹		
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克己	
	20番 和田 憲治			
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子	
	24番 米田 豊			

○事務局 (3名)

4. 議事

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- 議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第 4 号 非農地証明願承認について
- 議案第 5 号 丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (別冊)
- 議案第 6 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)
- 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)
- 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)
- 報告第 1 号 農地の一時利用届について
- 報告第 2 号 農地の形状変更届について
- 報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について
- 報告第 4 号 公共工事の届出について

5. 閉会

1. 開会

○議長 それでは定刻よりも少し早いですが、皆さんおそろいですので、会議を始めたいと思います。

ただいまから、令和6年度丹波市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長（会長あいさつ）

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

本日の定例総会、在任委員24名、全員御出席いただいております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを報告いたします。

続きまして、大変申し訳ございません。議案書の訂正をお願いいたします。

議案書35ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、番号3番を書類不備により取下げさせていただきますので、削除をよろしくをお願いします。35ページの番号3番でございます。

以上でございます。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号22番の荻野広委員、議席番号23番の橋本慶子委員、両委員よろしくをお願いいたします。

また、本総会の議事録は、後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 番号1番～番号30番 ～

～ 議案第3号 所有権移転 番号2番、番号4番 ～

～ 議案第4号 番号4番、番号6番 ～

～ 報告第3号 番号3番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は7ページ、8ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号2番から番号4番を譲受人が同一のため一括して、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番から番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

栽培計画として、形状変更後、来年からゴマを栽培することになっています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し経営規模を拡大しようとするものです。図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

続きまして、番号6番を議席番号○番の○○が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号7番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

番号7番は、農地を贈与により取得し、果樹を栽培するため経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しております。

氷上地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明をします。

番号8番は、農地を売買により取得し、新たに農業に取り組みたいというもので、図面は13ページに示しています。拠点の住宅を購入し、自家菜園を計画し、草刈機等の購入を予定しております。また、今後必要に応じて管理機を購入する予定です。

氷上地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

- 議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。
番号1番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号1番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。
番号2番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号2番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。
番号3番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号3番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。
番号4番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号4番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。
番号5番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号5番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。
番号6番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号6番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。
番号7番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号9番～番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番から番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、利用計画は、水稻でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号10番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、利用計画は、水稻でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号11番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、水稻でございます。なお、この案件につきましては誓約書が添付されております。譲受人の所有農地の中に平成22年頃に農業用倉庫を建設し、また昭和元年頃に譲受人の祖父が土蔵造りの農業用倉庫を建設されている農地があるため、令和7年12月までに2アール未満の届出を提出するというものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号12番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、利用計画は、牧草です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号13番～番号21番、議案第3号、番号2番、番号4番、議案第4号、番号4番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告がありますが、春日地域の案件は非常に併議が多く、複雑です。まず、番号13番から番号17番が同一の申請になっております。

番号13番から番号17番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号13番から番号17番までにつきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

この番号13番から番号17番につきましては、農地を売買により取得し、農業を始めるといことでございます。図面は18ページに示しております。18ページの図面を見ていただきましたとおり図面の真ん中には里道が通ってまして、両側に細かく筆が分かれております。足しましたら約2,600平米ぐらいあります。そして、ここにつきましては現在、栗が植えられております。筆は細かいですけれども4列について栗が現在、植わっております。ここにつきまして、売買によって農地を買われるということでございます。

利用につきましては、現在、このとおりに栗を栽培しているということでございます。この方につきましては、草刈機等を持っておられます。そしてまた今後、剪定する道具を揃えていくということです。この方は初めてのような状況でございますので、今後そういう講習会等に行ったりして、栗の栽培をしていくということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○委員 説明をいただいていたら申し訳ないですけど、この人初めてですね。

○委員 そうです。初めてです。

○委員 土地は近いのは分かるんですけど、農機具なんかはどうされるんですか。

○委員 近くに倉庫を借りまして、栗ですので、小さな倉庫を借りまして、現在、草刈機も持っておられますので。その草刈機を置いたりして、あと剪定道具とか今後、揃えていくということでございます。もう一回言いますが、初めての方でいろいろ講習会に出たりして、勉強しながら栗の栽培をやっていくということでございます。

以上です。

○議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番、番号14番、番号15番、番号16番、番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番、番号14番、番号15番、番号16番、番号17番については、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号18番、番号19番と議案第4号の番号4番が併議となります。春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号18番、番号19番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番、番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページにございます。

この農地は、既にこの譲受人が耕作されている土地でございます。それをそのまま譲り受けるという形になっております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、議案第4号の番号4番です。願出者と先ほど説明しました議案第1号の番号19番の譲渡人が同一人物でございます。番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は同じく19ページに示しております。1月16日の春日地域委員会で確認したところ、現地は進入路となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃から地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

地図を見ていただいたら分かるように非農地の願出地を通らないと農地に入れないということで併議という形をとらせていただいております。

番号18番、番号19番、議案第4号の番号4番について、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番、番号19番については、許可することとし、議案第4号の番号4番については、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番、番号19番については、許可することとし、議案第4号の番号4番の非農地証明願については、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、番号20番ですが、議案第3号の番号2番と併議という形になっております。農地に入る進入路の関係でございますので、併議とさせていただきます。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号20番の申請人は、親子関係にあります。譲受人は、親から農地を贈与によって継承したいというもので、図面が20ページに示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることと確認しています。

利用計画につきましては、野菜を作る計画をされております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第3号の番号2番は、これも申請人は親子関係にあります。譲受人は、現在町内の借家に居住しておりますが家族が増え、手狭になってきましたので親から農地を贈与によって取得し、一般住宅と露天駐車場を建設したいというもので、図面は20ページに示しております。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するために、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、地域委員会としましては、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号20番、議案第3号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番については許可することとし、議案第3号の番号2番につきましては、許可相当

と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番については、許可することとし、議案第3号の番号2番につきましては、許可相当と意見を付して進達することといたします。

続きまして、番号21番につきましても、併議があります。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号21番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号21番は、農地を売買により取得し、農業を始めたいというもので、図面は21ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくをお願いします。

続きまして、議案第3号の番号4番でございます。番号4番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地等に該当するために、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には適合せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

続いて、議案第4号の番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。

1月16日の地域委員会で確認したところ、現地は住宅敷地となっており、農地への復旧は困難であり、周辺の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと思われま

す。また、農地でなくなった時期は、平成12年頃から地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

春日地域委員会から確認報告がありましたように、まず非農地のところが住宅になっており、そこを飲食店にして、その周辺で駐車場を確保し、農地は飲食店で提供する野菜等を栽培する計画を持っておられる方ということになります。

質問、意見等はございませんでしょうか。

○委員 農機具は買うのか、所有されているのか。

○委員 農機具はトラクターが1台あるんですよ。それを修理に出して使いたいということです。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番については、許可することとし、議案第3号の番号4番につきましては、許可相当と意見を付して進達することとし、議案第4号の番号6番は、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番につきましては、許可すべきものとし、議案第3号の番号4番につきましては、許可相当と意見を付して進達することとし、議案第4号の番号6番につきましては、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号22番～番号25番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号22番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、既に現地は譲受人が管理されておりまして、野菜の栽培をされております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員 番号23番を議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号23番は農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は23ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号24番、番号25番を議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は24ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号25番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は25ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

これは、隣の農地と一体のものですか。

○委員 そうです。

○議長 ほかに質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について許可することとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。
番号23番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号23番について、許可することとして、よろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。
番号24番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号24番について、許可することとして、よろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。
番号25番について、質問、意見等はありませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号25番について、許可することとして、よろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。
続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、番号26番～番号30番、報告第3号、番号3番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。
市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号26番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、この方は、農業歴は3年と伺っております。水稻と野菜を栽培する予定で、機械はリースと伺っています。図面は26ページに示しております。図面の真ん中辺りに「拠点」と書いてありますが、ここを購入されてここを拠点に営農をするということを聞いております。
地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。
御審議のほど、よろしく申し上げます。
- 委員 番号27番、番号28番、番号29番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号27番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27ページです。
地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
なお、申請地の西側は現在、譲受人が耕作しております。
番号28番も農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、約50年前の基盤整備で3枚が一体となっており、譲受人が作っておりまして、今回この農地を取得するというものです。

番号29番も農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は29ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

拠点の家は、現在リフォーム中で4月には入居の予定です。農機具は草刈機があるんですが耕うん機を取得する予定だと聞いております。

なお、一番南の農地は、ちょっと離れておるんですけど、三日月みたいなところはどうかこうなったかというのは、譲渡人も分からないということで字限図を見て初めて知ったということです。ここは見ましたところ、畝一筋ぐらいの幅しかないのここは多分、耕作はできないと思います。草刈りぐらいはするという事です。

野菜と果樹を栽培する予定です。

よろしくお願いします。

○委員 番号30番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号30番は、農地を売買により取得して経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しております。

譲受人の居宅が左上に見えると思います。取得後は、果樹、特に栗を植栽、栽培される予定でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

また、報告第3号の番号3番にありますように当該農地への進入路及び農作業場への転用を目的として、農地法施行規則該当転用届が提出されております。図面は同じく30ページに示しております。図面の転用届部分は黒塗りの部分でございます。この件に関しまして、経過書が出ておりますのでちょっと朗読させていただきます。

経過書、今般、上記土地に対し、農地法施行規則第29条第1項に規定する農業用施設の転用届をいたしますが、この範囲は平成12年に所有者の配偶者が生前、進入路として車がスリップしないようにコンクリートを張って使用を始められました。私は、今後この土地を取得してもこれまでと同様に利用し続け、法令遵守いたしますので何とぞ、受理くださいますようお願いいたします。

という経過書が出ております。

以上です。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。
番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。
番号28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。
番号29番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号29番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。
番号30番、報告第3号の番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号30番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号30番は、許可すべきものと決定いたします。
報告第3号の番号3番について、御承知おきください。

～ 議案第2号 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、露天駐車場、露天農機具場、ビニールハウスを建設するための申請で、図面は33ページに示しています。

現状では、来客用の駐車場が少ないため、黒枝豆などの農産物販売時に路上駐車されるお客様がほとんどで近所迷惑となっていました。

申請地の農地区分は、農振農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画指定用途の農業用施設であるため、例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また転用面積は、必要最小限のものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 すみません。ちょっと聞こえへんけど、ビニールハウスで野菜を作られると思うんですが、大体どのぐらいの大きさですか。

○委員 これは5.4メートルかける5.4メートルの大きさのもので、主に機械を置くという、作業機械等を置くためのビニールハウスと聞いてます。

○委員 野菜とかじゃないんですね。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定をいたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番、番号5番、番号6番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定・一時許可 番号1番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定・一時許可 番号1番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、所有権移転、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

この番号1番につきましては、売買によって取得し、庭として利用するための申請でございます。

図面は、36ページに示しております。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になってない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えられます。

ここにつきましては、始末書添付ということになっております。36ページの図面に載っております小さな土地でございますけども、下側に農地がございまして、それを分筆して今回、

5条申請ということになっております。しかし、この59平米につきましては、昭和の頃より、駐車場として借りておりましたが、このたび分筆に伴って、別工事になってしまいましたということでございます。このことは、農地法の許可を得ずして行っており、深く反省しております。今回、農地法第5条の規定による許可申請の提出に当たり、始末書として本書を差し入れ、今後は二度とこのようなことがないようにします。何卒、御理解賜りますようお願いいたします。という、譲受人からの始末書でございますけれども、もう一つ、譲渡人からも同じく、始末書として出ております。

同じく、こういう農地法の許可を待たずして、所有者としてはこういうことを行ったことを深く反省しております。今後はこのようなことがないように農地法を遵守しますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。今回、農地法の規定に沿って許可申請するにあたり、本書を提出します。ということでございます。譲受人と譲渡人からの始末書が添付されております。

以上でございます。隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、所有権移転、番号5番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号5番は、売買によって住宅、露天駐車場として利用するための申請であります。

図面は、38ページに示しております。

申請地の農地区分ですが、鉄道の駅から200メートルのところに位置しており、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

残りの農地につきましては、来月にも農地法第3条申請をすることとあります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番を議席番号〇番の〇〇が説明をします。

番号6番は、売買により新たに太陽光発電設備として利用するための申請です。

図面は、39ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になってない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、借受人の地元寺院が春のふじまつりや秋の紅葉、日常の墓参り等年間を通じて露天駐車場として整備し、使用するために使用貸借権を設定して利用するための申請です。

図面は、41ページに示しております。一番、北西といいますが、その地図の左上の農地でございます。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第1種農地と考えられますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、申請書には使用貸借契約書案が添付されております。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定・一時許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定・一時許可、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番につきましては、借受人が露天資材置場とするために賃貸借権を設定し、一時転用する申請でございます。自動車専用道路の法面の補強工事ということでございます。3年間、使用するというところでございます。

図面は、43ページに示しております。

今、申し上げましたとおり3年間の一時転用ですので、ここに資材を置いて、一部、簡易な事務所を建てられるということをお願いいたします。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 すみません。国とか県とか市が行う事業やったら公共事業として、届出があるんですけど、高速道路は公団さんですかね。そういった場合は、こういう申請の形になるんですかね。ちょっと私、分からないですけど。

○議長 はい、事務局のほうで答えて。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

お問合せの件でございますが、県の事業であれば県から、市の事業であれば市から、報告ということで整理をさせていただいております。今回は、国の事業だと思っておりますが、どちらから報告されるかという質問ですけれども、事業者から報告がされております。ケース・バイ・ケースにはなろうかと思っておりますけれども。今回の場合は、国からの報告ではなくて事業者の責務でこの露天資材置場を確保したということで事業者からの申請ということで整理がされております。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 と、いうことは、国がこの場所を借りてくださいということではなく、事業者が独自に地権者をお願いをして、ここを借りたという、そういうスタンスですか。

○事務局 事務局でございます。委員のお見込みのとおりでございます。先ほどの説明は分かりにくかったかもしれませんが、特に国の場合、買収の場合には国から届出がされることが多いですけれども。今回のような工事のための資材置場につきましては、事業者で確保するというようなケースが多いというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条の規定による農地法の使用貸借権設定・一時許可申請承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定・一時許可、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番につきましては、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

農地につきましては、令和4年3月12日から3年間の一時転用許可の期間中であり、その期限は、令和7年3月11日となっております。転用事業者が再度、一時転用許可を受け、営農型太陽光発電設備を設置し、この農地において営農を行うという申請となっております。

転用面積につきましては、太陽光発電設備の支柱の面積ということになっております。この農地は、黒豆を栽培しております。そしてまた、引き続き黒豆を栽培するという営農計画、栽培理由書、知見を有する者の意見書等が添付されております。ここにつきましては、平成30年から営農型太陽光が設置されており、今回が3回目の更新でございます。

この申請にあたりまして、春日地域委員会としては、この設置者に地域委員会で説明をいただきました。それについての説明等を今から読ませていただきます。

まずは、これまでの3年間を振り返りまして、令和4年からは何とか黒豆収穫において、平均単収の8割以上を確保しましたが、令和5年度は収穫量が大幅に減少して、8割を下回る結果となりました。この原因としては、猛暑によるものと考えております。しかしながら、令和6年度は、連作の障害の影響が大きいかということで、栽培作物をスイートコーンに変更しました。スイートコーンも今回は初めてでございますので、遅まきの種子を購入して、植え付けたりしましたが、その種子の植え付けの時期に対する認識が甘過ぎたことによって、スタート時期が若干遅れたということでございます。その影響が顕著に生育状態に表れていまし

て、またおまけに台風等、天候の悪化もあり、それに小動物の侵入によって、獣害もあったということでございます。これは自分たちの管理が十分行き届いていなかったということでございますが、何とか収穫だけはできたということでございます。しかしながら、やはりスイートコーンよりも今回は再度、黒豆を栽培するということでございますので、根本は土壌改良が必要ではないかということは十分身にしみております。現状の土壌を十分、土壌成分も調べた上で黒豆を栽培するにあたり、そのよい状態が続くよう行った上で栽培に取り組んでまいりたいと思っております。

この場所につきましては、もともと父親が農地を持っておりましたが、何とか有効利用ができないかということで考えました。特にこの場所につきましては、地形から言うと一番下流端でございまして、稲作は無理な状態でございます。したがって、ここを何とか荒らさないようにということで、営農型太陽光発電を利用し、何とか作物を管理できないかという計画でございまして。本人としましては、この農地においては作物栽培が主であって、営農型太陽光発電は従であると。しかし結果、営農型太陽光発電につながることで、その認識をしっかりと持ち、今後、地元の方々や普及センターと相談しながら、栽培、収穫等における営農体制の構築を行い、それぞれの状況に対応して営農に取り組んでいきたいということでございます。また営農型太陽光につきましては3年の更新になりますが、収穫におきましても1年1年取り組みたいと思っております。ということでございます。

以上、地域委員会に来ていただき、そのような話をさせていただきました。また、今後の農地の収支計画書を提出してもらっております。本人は、自営業ということですが、今後も黒豆づくりをやっていききたいということでございます。

以上でございます。この辺の地域は小集落でございまして、14軒ぐらいしかございませんけれども、耕作放棄地がほとんどありません。この地域としては、新しい農業者が入って、農業をされとるということでございます。この分につきましても、とにかく農地を減らさないように今後とも頑張っていきたいということでございます。黒豆収穫につきましては、大分苦勞しておりますけれども、なかなか思ったような収穫にならないということでございます。しかしながら今後とも努力していきたいということでございます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障がないと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと違つとつたらすみません。ここは前、シイタケか何かしてはったところではないですか。

○委員 シイタケは隣です。

○委員 そう。すみません。

○議長 ほか、質問等ございませんでしょうか。

○委員 すみません。今期はスイートコーンを作られた。

○委員 はい。

- 委員 それ、収穫はいくらです。
- 委員 収穫のほうはあったんですけども。やはり、いろんな獣害とかそれから台風ですね。つまり売り物にならなかったということでございます。収穫量としてはありましたということです。
- 委員 あったんはあったんですけども。
- 委員 収穫はあったけども、ちょっと売り物にならなかったということ聞いております。
- それで、今後3年間はもう一回、そういう肥料等を十分勉強して行って、黒豆を作っていくたいということでございます。本人としては、今申し上げましたように自営業ということですが、これにつきましても一生懸命やっていきたいと、地域委員会で熱意をもってしゃべられましたです。
- 以上です。
- 委員 更新が受理されたら次は黒豆と言っておられますけども。2年はできるけども、3年目は大変やと思う。
- 委員 3年間、黒豆を作りたいということでございます。今後は失敗がないようにということで、大分力強く言われましたけどね、はい。
- 委員 3年間、黒豆はちょっと無理や。
- 委員 まあ、私らのことをほんまのプロというか、農業委員としてもなかなかそこまでアドバイスができなかったことがありましたけどね。まあ、本人としてはやっていきたいという。もう自営業で。
- 委員 いや、自営業は関係ない。
- 委員 関係ないけどね。そういうことでございます。
- 委員 はい。意見じゃなくてね。今もおっしゃっているように、なかなか3年間の黒豆というのは大変です。だから農業委員さんをはじめとして、いわゆるアドバイスをしながら見守ってあげてほしいと思います。設備の撤去となると、そういう要らん金も後ろには控えておるということも十分、この方は御存じやと思うけどね。やっぱりその辺のアドバイスのことも含めて、真剣にやらないと営農型でありますから、今年は穫れなんだわでは済まんのでね。その辺を見守ってあげてほしいということだけです。はい。
- 議長 ほかに、質問、意見等はございませんでしょうか。
- (「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
- 番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたしました。
- 地元の農業委員さん、今後も継続して見守っていただくようにお願いします。

～ 議案第4号 番号1番～番号3番、番号5番、番号7番、番号8番 ～

- 議長 議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。
- 事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は9ページに示しています。

1月15日に確認したところ、現地は住宅が1筆と、残りの3筆は露天資材置場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成7年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は12ページに示しております。

1月15日に確認をしたところ、現地は住宅、庭となっており宅地として利用されております。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和47年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

これ願出者が地権者ですか。

○委員 そうですね。願出者が地権者です。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号3番朗読

○議長 事務局の説明は終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は50ページに示しています。

1月15日に確認したところ現地は山林になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和35年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は20ページに示しています。

1月16日に地域委員会で確認したところ、現地は庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は51ページに示しています。

1月14日に確認しましたところ、北側の3筆は山林化しておりました。それと南側の1筆は進入路となっておりまして、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、北の山林化しているところは昭和40年頃、南の進入路となっているところは平成10年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は26ページに示しています。

1月14日に地域委員会にて確認したところ、西側は露天駐車場、東側は原野となっております。農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成5年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

それでは、ここで休憩に入ります。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

～ 議案第5号 除外番号1番～除外番号3番 ～

○議長 議案第5号、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

農林振興課から説明に来ていただいています。除外番号1番から除外番号3番までございますが、まず除外番号1番につきまして、説明を求めます。

○農林振興課 議案第5号、除外番号1番朗読

○議長 農林振興課からの説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号1番を、議席番号〇番の〇〇が報告します。

除外番号1番は、申出者がこの土地に新たな住宅を建設するため農用地区域から除外しようとするものです。申出地の除外後の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地に該当するため、第1種農地と考えられますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であるため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。また、転用面積は必要最低限のものであり、地域委員会としては、農用地区域から除外されることに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

除外番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようでございますので、採決をとります。

除外番号1番について、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号1番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、除外番号2番、除外番号3番につきまして、農林振興課から説明を求めます。

○農林振興課 除外番号2番、除外番号3番朗読

○議長 農林振興課からの説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 除外番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

除外番号2番は、周辺の開発により農業用機械が当該農地に至ることが困難で、再生利用が困難な農地に該当することが利用状況調査により判明したため、農用地区域から除外しようとするものです。

現地は、護岸等の雑種地となっており農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断される農用地区域外の土地に該当することから、地域委員会としましては除外されることに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 続きまして、除外番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

除外番号3番は、森林の様相を呈していた荒地で、登記地目は山林です。現在は、樹木が伐採されて、切株が残っている状態で農業上の更新が見込まれないことが利用状況調査によって判明したため、農用地区域から除外しようとするものです。

現地は、樹木の切株が残置された雑種地となっており、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断される農用地区域外の土地に該当することから地域委員会としては、除外されることに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

除外番号2番、除外番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

除外番号2番、除外番号3番につきまして、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、除外番号2番、除外番号3番の丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第6号 番号1番、番号2番 ～

○議長 議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 事務局からの説明が終わりました。

まず、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番について、柏原地域委員会において確認をしましたが、現地は公衆用道路となっており、照会のとおり取り扱うことに問題はないと確認しています。

○議長 続きまして、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番について、春日地域委員会において確認しましたが、航空写真を見ていただきましたらわかるよう、山林の中の一筆でございます。周囲も全て山となっておりますので、照会のとおり取り扱うことに問題はないと確認しています。

○議長 各地域委員会から確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとして、よろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに異議がないと回答いたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 議案第7号、農用地利用集積計画の決定について、別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から確認報告をお願いいたします。

柏原地域委員会。

○委員 番号1番から番号8番まで、1月16日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、氷上地域委員会。

○委員 番号9番から番号16番まで、1月15日の氷上地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 続きまして、青垣地域委員会。

○委員 番号17番から番号19番について、1月15日の青垣地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは再開いたします。

柏原、氷上、青垣地域の内容につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原、氷上、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定

することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原・氷上・青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、春日地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号20番から番号39番まで、1月16日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

続きまして、山南地域におきましても農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号40番から番号50番まで、1月14日の山南地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、市島地域におきましても農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号51番から番号67番まで、1月14日の市島地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地集積等推進計画に係る意見について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

～ 議案第8号 ～

○議長 議案第8号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第8号朗読

○議長 各地域委員会から確認報告をお願いします。

柏原地域委員会。

○委員 番号1番から番号4番まで、1月16日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会。

○委員 番号5番から番号10番まで、1月15日の氷上地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会。

○委員 番号11番から20番について、1月15日の青垣地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会。

○委員 番号21番から番号27番まで、1月16日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市内における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市内における農用地利用集積計画促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 番号1番 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から補足はございますか。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が補足させていただきます。

番号1番は、地元の寺院が春のふじまつりに伴う参詣者用の臨時露天駐車場に使用するための一時利用の届出書でございます。

図面は、41ページですね。全部で3か所あります。これらの農地は、表土を除去することなく現状の上に石灰でラインを引いて使用するという内容になっております。

以上、補足いたします。

○議長 質問等はございませんでしょうか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 番号1番～番号3番 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 報告第2号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはありますか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地の形状変更についての届出です。図面は60ページに示しています。

狭小な圃場が続き、大型機械での作業が非常に困難であるため、耕作上の利便性向上を目的に境界畦の撤去を行うというものです。地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

○議長 山南地域委員会から補足することはありますか。

○委員 特にごいません。地盤沈下しておりますので、表土補充という対応でございます。

○議長 市島地域委員会から補足することはありますか。

○委員 番号3番を議席番号〇番の〇〇が補足いたします。

番号3番ですけど、当該農地の一部の三角地を高さ、約1メートル、かさ上げして草刈り作業を軽減して、柿とかを植えて果樹畑にしたいという届でございます。

○議長 補足説明が終わりました。質問等はございませんか。

氷上地域の案件は、平たんな土地で利用されるのはこっちの道のところまで一枚になるか。

○委員 そうです。この4筆が一枚になる。

○議長 ほか、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 番号1番、番号2番 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が補足説明します。

図面は65ページに示しています。届出地の北側にもともと隣接していた農業用倉庫を建替えたいため、申請農地の一部を利用して、新たに農業用倉庫を設置するため届出をするものです。

○議長 青垣地域委員会から補足することはありますか。

○委員 番号2番について、議席番号〇番の〇〇が補足説明をさせていただきます。

66ページの図面を見ていただきましたら、200平米未満の申請地を示してございます。その右隣と、その上の田んぼの2枚に鉢植えのブルーベリーがいっぱい栽培されておるという状況でございます。これの収穫、また販売に伴う作業をするために、この200平米未満の届をさせていただきますということです。

○議長 各地域委員会から補足説明が終わりました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第4号 番号1番～番号4番 ～

○議長 報告第4号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはありますか。

○委員 番号1番は、当該工事のすぐ横の川ですけれども土砂がたまって、川床が詰まっており、その土砂撤去のための工事用の一時利用になります。

○委員 番号2番は、補足説明はございません。

○委員 番号3番は、ここに橋梁がかかります。その工事の資材置場ということになります。

○委員 番号4番は、補足説明はございません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、公共工事の届出について、御承知おきください。

予定しておりました議案につきましては、以上となっております。

何かこの際、意見等、ございませんか。

○委員 ちょっと確認したいんですけど。非農地なんですけど、今回、現況が原野という非農地があったんですけどね。前に法務局の人が来て、研修とかのときに非農地、原野というのは、次の事業か何かが決まっておかな、ちょっと難しいようなこと言われたような気がしたんですけど。それもうちょっと、こっちも虚ろであれやけど、そういうことがあるんですか。現況地目でね。原野というたら何か難しいと言われたけど。

○議長 はい、事務局。

○事務局 議長、暫時休憩いただいていますか。

○議長 では、暫時休憩。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは、会議を再開いたします。

事務局から回答いただきます。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

原野につきましては、法務局での地目変更の手続ということになります。法務局の判断ということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長 はい、よろしいですか。

そのほか、何かございませんか。

ないようでしたら、事務局から。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の会議を閉じたいと思いますが、先ほど一番初めに会長のほうからお米の話がございました。私、この間も東京に行きましたら、〇〇には「〇〇」というおむすび屋さんがありまして。そこに人が並んで、おむすびを買ってはるんですけど。私、2個買いました。2個買って、多分780円ほどですけど、それでも並んで買っている。お米の価値というのは、皆さん、御存じと思いますが、1杯当たり50円。ということは、これは3分の1ですね。そのぐらいの値段ということを見ると、もう全然高いということです。さらに価値を上げていかないかなのかなというふうには感じました。

また今年も春、夏と忙しくなります。また、その準備の時期でもあるかと思しますので、また頑張っていきたいと思えます。

それでは、本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。

どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和7年1月27日

議 長 ㊟

議事録署名委員（22番委員） ㊟

議事録署名委員（23番委員） ㊟
